

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原 告 函 館 市

被 告 国 外1名

上申書

2017年(平成29年)11月8日

東京地方裁判所 民事第2部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 河合 弘之

ほか

原告が、現時点を考える本件訴訟の争点は、別紙争点項目表の通りである。

争点項目一覧表

項目	関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
	法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
第1 行訴 無効確認の訴えについて	-				-	-		
1 原告適格の有無	-				-	-		準(2)、準(6)、準(11)、準(13)
(1) 原告適格の判断に係る根拠法令	-				-	-		
(2) 根拠法令の解釈(保護している権利利益の内容)	-				-	-		
2 本件設置許可処分に重大な瑕疵があるか否か(原則として後記第3の4と同様)	-				-	-		
(1) 耐震設計								
(2) 耐津波設計								
(3) 火山								
(4) 風災								
(5) フルMOXの危険性								
(6) 使用済み燃料プール								
(7) 電源								
(8) テロ対策								
(9) シビアアクシデント対策								
(10) 立地審査指針(安全評価指針)の合理性								
(11) 避難計画								
3 本件設置許可処分の重大な瑕疵が明白であることを要するか	-				-	-		
第2 行訴 差止めの訴えについて	-				-	-		
1 原告適格の有無	-				-	-		準(2)、準(6)、準(11)、準(13)
(1) 原告適格の判断に係る根拠法令	-				-	-		
(2) 根拠法令の解釈(保護している権利利益の内容)	-				-	-		
2 一定の処分がされる蓋然性があること	-				-	-		準(2)
3 重大な損害を生ずるおそれの有無(原則として後記第3の4と同様)	-				-	-		準(2)
(1) 耐震設計								
ア 大間原発北側近海海域の巨大活断層の見落とし・大間北方海域断層による地震動評価・被告電源開発想定地震動との比較	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則4条	同規則の解釈4条 5項	基準地震動ガイドI、地質ガイド		○	検討用地震の選定が不適切	訴状(第7章第1、第4・第5) 準備書面(24)
イ 大間原発西側近海海域の巨大活断層の見落とし	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則4条	同規則の解釈4条 5項	基準地震動ガイドI、地質ガイド		○	検討用地震の選定が不適切	訴状(第7章第2)
ウ 敷地の極く直近に存在する活断層の見落とし	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則3条	設置許可基準解釈3条、4条5項 二	基準地震動ガイドI、地質ガイド		○	検討用地震の選定が不適切、敷地地盤の安定性の評価が不適切	訴状(第7章第3) 準備書面(25)
エ 耐震重要施設直下の活断層の見落とし	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則3条	設置許可基準解釈3条	地質ガイド		○	コントロール建屋直下のcF-1断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当する	準備書面(25)第3
オ 地震動の策定方法が不適切			設置許可基準解釈別記1第4条5項 二			○	基準地震動の策定方法が不適切	訴状(第7章第6)

項目				関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
				法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
		力	基準地震動ガイドの内容が不合理				基準地震動ガイド	○		基準地震動ガイドでは、「適切に」選定、設定、考慮、評価することを求めており、何が「適切」であるかについては定めておらず、審査基準としての実質を備えておらず、違法である。	準備書面(9)第5
		キ	応答スペクトルに基づく手法・断層モデルを用いた手法				基準地震動ガイド 3.2.3、3.3.3	○	○	基準地震動ガイドは、経験式が有するバラツキや地震動の評価過程に伴う不確かさを考慮することを求めており、これは、経験式において、観測データの最大値をとることを求めてると解すべきである。被告電源開発がしている不確かさの考慮では、全く不十分である。 また、基準地震動ガイドが、観測データの最大値をとることを求めていないのであれば、同ガイド自体が不合理であって違法である。	準備書面(9)第1～第3
		ク	震源を特定して策定する地震動				基準地震動ガイド 4	○	○	基準地震動ガイドは、Mw6.5未満の地震が原発直下で発生する恐れがあることを前提に、その最大地震でその原発を襲う可能性のある最大地震動を想定することを求めており、しかし、被告の想定は、①2004年留萌支庁南部地震の解析による最大地震動を前提にしていないこと、②同地震がMw6.5だった場合を想定していないこと、③2008年岩手・宮城内陸地震を評価していない点において不合理である。 また、基準地震動ガイドが、上記の最大地震動の想定を求めていないのであれば、同ガイド自体が不合理であって、違法である。	準備書面(9)第4
(2)	耐津波設計			-				-	-		
	ア	恵山の山体崩壊による津波想定が過小であること		-				-	○		
	イ	日本海側の地震の連動による津波想定が過小であること		-				-	○		
(3)	火山			-				-	-		準(17)
	ア	確立された国際的な基準と比較した火山の抽出に関する火山ガイドの不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド3.3	○	-		確立された国際的な基準であるIAEA-SSG-21と比較して、火山ガイドの定めは、将来の活動可能性を極めて安易に否定できるものとなっている点において不合理である。	準(17)第2
	イ	火山の抽出に関する被告会社の評価及び被告国適合性判断の不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド3.3	-	○		被告電源開発が行った立地評価は、約4.5～3.3万年前に活動した銭亀カルデラについて、将来の活動可能性がないと評価している点で確立された国際的な基準ないし火山ガイドに反する。	準(17)第3
	ウ	降下火碎物の影響評価の不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド6.1	-	○		・本件原発敷地における火山灰の最大層厚を30cmとしたのは、過去の銭亀や恐山等噴火の際の層厚を無視するものであって、不合理である。 ・被告電源開発の行った降灰時の大気中火山灰濃度は、限定的なデータをそのまま用いたもので不合理である。 ・被告電源開発の行っている非常用ディーゼル発電機のフィルタ閉塞時間の想定は過小評価であり、現実にはフィルタ交換前に閉塞を起こし、電源喪失に至る危険が存在する。	準(17)第4
(4)	竜巻										準(18)
	ア	竜巻ガイドの不合理性(地球温暖化を考慮していない)	炉規法43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条		竜巻ガイド	○	-		竜巻ガイドは、地球温暖化の進行について竜巻が巨大化する可能性があるにもかかわらず、この点について何ら規定しておらず、気象変動についての不確かさの考慮をせずに過去のデータのみに基づいて年超過確率等を算定している点で不合理である。	準(18)第2、2

項目			関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
			法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
	イ	「過去に発生した竜巻による最大風速(VB1)」の過小評価	炉規法43条の3の6第1項④	設置許可基準規則6条		竜巻ガイド	-	○	被告電源開発の用いたデータは、データ数が少ない上に、4分の1もの竜巻について規模の評価が不明であること、発生頻度・規模が近年増加・巨大化しているデータであることに照らすと、発生頻度・規模を正確に捉えるものではなく、このようなデータを最大風速の推定に用いることは、不合理である。	準(18)第2, 4(1)
		ウ 「竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(VB2)」の過小評価	炉規法43条の3の6第1項④	設置許可基準規則6条		竜巻ガイド	-	○	・被告電源開発が10万年に1回の頻度で起きると想定した竜巻の規模を超える竜巻が、既に、竜巻検討地域で1回、全国で3回発生していることから、被告電源開発の評価は過小評価である。 ・竜巻対策の先進国であるアメリカに学び、1000万年に1回の頻度を考慮すべきであるのに、被告電源開発は10万年に1回の頻度しか想定しておらず、過小評価である。	準(18)第2, 4(3)
(5)	フルMOXの危険性		-				-	-		準(15)第3
	ア	MOX燃料は、その性質上、ウラン燃料とは質的に異なる特性を有するにもかかわらず、独自の安全審査基準が存在しないこと	-				○	-	MOX燃料はウラン燃料に比べて極めて毒性が強く、コントロールも難しく、事故時には広範囲に重大な被害を及ぼすにもかかわらず、独自の安全基準が設けられておらず、不合理である。	
	イ	実験炉も実証炉も存在しないフルMOXについて、本件原発はいきなり商業炉として稼働されようとしていること	-				-	●	実験や実証を繰り返す中で問題点を明らかにし、これに対する改善を行う中で安全を向上させるのが一般的な科学的手法であるにもかかわらず、本件原発は、世界的にみても実験炉も実証炉もほとんど存在しない中で、初のフルMOX商業炉として運転されようとしており、何ら安全性の担保がなく、違法である。	
(6)	使用済み燃料プール		-				-	-		準(10)
	ア	福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料プールの危険性								準(10)第2
	イ	使用済み核燃料プールの安全性を喪失させる事故とその原因等								準(10)第3
	ウ	大間原子力発電所の使用済み核燃料プールの位置・構造に係る危険性								準(10)第3
	エ	MOXの使用済燃料は崩壊熱が大きく、使用済核燃料プールの危険性も高まること								準(10)第3
(7)	電源		-				-	-		準(19)
	ア	(全交流動力電源喪失対策設備) 全交流動力電源が喪失した場合の電源確保が不十分	炉規法43条の3の6第1項4号	設置許可基準規則14条	同規則の解釈14条		○	-	左記解釈は、全交流動力電源が喪失した場合に必要となる電気容量につき具体的に規定しておらず、不合理である。	準(19)第2, 2
	イ	(保安電源設備) 外部電源の安全性確保が不十分	炉規法43条の3の6第1項4号	設置許可基準規則4条 設置許可基準規則33条4項・5項	設置許可基準規則4条の解釈別記2第4条2項	重要度分類指針	○	-	左記解釈別記・指針は、外部電源をPS-3(一般産業施設と同等以上の信頼性の確保)のままでし、耐震重要度分類もCクラスのままでするものであり、福島第一原発事故などを踏まえて求められていた信頼性の向上・耐震性の強化をしておらず、不合理である。	準(19)第2, 3(2)
	ウ	(保安電源設備) 非常用電源設備の容量が不十分	炉規法43条の3の6第1項4号	設置許可基準規則33条7項	同規則の解釈33条7項		○	-	左記解釈は、これまでに多数の故障を起こし信頼性の乏しい非常用電源が必ず機能するという前提に立ち、福島第一原発事故時に必要となった非常用電源の容量を下回る容量しか求めておらず、不合理である。	準(19)第2, 3(3)

項目			関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
			法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
工	(重大事故等対処施設) 代替電源設備の実効性確保が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則57条1項	同規則の解釈57条		○	-	左記解釈は、国際基準や東北地方太平洋沖地震による福島第一原発事故などで現実に起きた事例を踏まえることなく、第一次的に常設型の設備を要求することなく、初めから可搬型でよいとしており、不合理である。	準(19)第2, 4	
	(重大事故等対処施設) 常設代替電源設備の耐震性が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則39条1項	同規則の解釈39条1項		○	-	左記解釈は、常設電源設備の耐震性を設計基準対象施設の電源の耐震性と同様でよいとしており、不合理である。	準(19)第2, 4	
	(重大事故等対処施設) 所内常設直流電源設備(3系統目)の設置猶予による安全性欠如	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則57条2項 設置許可基準規則の一部を改正する規則1条	同規則の解釈57条2項		○	-	所内常設直流電源設備(3系統目)の設置は電源の多重性として要求事項にされたものであるにもかかわらず、左記の設置許可基準規則の一部を改正する規則1条は、その設置は安全確保に不可欠なものではないとして5年間猶予するものであり、不合理である。	準(19)第2, 4	
(8) テロ対策										
ア	立地審査の欠缺	炉規法43条の3 の6第1項4号				○		立地によるテロリズムの危険性を考慮しない規制基準は法の趣旨を逸脱する。	準(20)第2	
イ	原子炉及び使用済み核燃料プールについて航空機衝突に耐えられる建屋等の頑健性を要求していない	炉規法43条の3 の6第1項4号				○		原子炉及び使用済み核燃料プールに航空機が衝突しても耐えられる建屋等の管行政を要求していない規制基準は法の委任の趣旨を逸脱する。	準(20)第3	
ウ	特定重大事故等対処施設に建屋の頑健性が必須の要件となっていない	炉規法43条の3 の6第1項4号				○		特定重大事故等対処施設に常に建屋の頑健性を求める規制基準は法の委任の趣旨を逸脱する。	準(20)第3	
(9) シビアアクシデント対策										
ア	新規制基準は既設炉用の基準として策定されており、新設炉である大間原発に適用すべきではないこと	炉規法43条の3 の6第1項4号				○	○		準(26)	
(10) 立地審査指針(安全評価指針)の合理性										
ア	離隔要件に係る基準を定めていないことは法の委任の範囲を逸脱していること	-炉規法43条の3 の6第1項4号			原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	-	○	法律の文言(「位置」), 法改正の趣旨, 国際的な基準の内容から。	準(21)第1~第5	
イ	立地審査がなされていない本件原発で過酷事故が起きた場合の損害					-	●	本件原発は立地審査がなされていないことから、過酷事故が起きた場合に原告は重大な損害を被る恐れがあり、その権利が具体的に侵害される恐れがある。	準(21)第5	
(11) 避難計画										
ア	避難に係る規制基準がないことは法の委任の趣旨に反すること	炉規法43条の3 の6第1項4号				○	-	法改正の趣旨や国際的な基準の内容から。	準(22)第1	
イ	実効的な避難計画が立てられないこと	-				-	●	福島原発事故の際の住民避難の実態や交通工学等の側面からすれば、原告が住民を安全に避難させることは不可能ないし著しく困難である。	準(22)第2	
4 補充性の有無(他に適当な方法があるか)			-			-	-			

項目	関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
	法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
5 司法審査のあり方	-				-	-		準(23)
(1) 原発事故による深刻な災害の具体的内容	-				-	-	<p>原発事故は、①万が一の際の事故が事態の進展とともに収束せずにむしろ拡大していくものであり、②科学技術による知見に限界があり、③事故によって生じる被害が、i 不可逆・甚大性、ii 広範囲性、iii 長期継続性及びiv コミュニティ全体の破壊の点で異質なものであり、他の科学技術と質的に異なる深刻な災害が生じうる。</p> <p>③について、福島第一原発事故は、大気・海・川・土壤を広範囲に汚染し、人々に避難を強い、家族を離別させ、職を失わせ、避難先でのいじめや経済的困窮をもたらし、汚染の継続のため元の居住地へ帰還する人を激減させ、地域の文化・コミュニティを根こそぎ破壊し、生命・健康を害するなど深刻で甚大な被害をもたらし続けている。</p> <p>フルMOX炉であり一般の原子炉に比べて危険性の高い本件原発が放射性物質放出事故を起こした場合、本件原発から約40km圏内に市の大半が含まれる函館市は、市民の生命・健康を害され、基幹産業である漁業・観光業への壊滅的打撃を受け、年単位の避難生活を強いられるなど、福島第一原発事故以上の被害を受けると考えられる。</p>	準(23)第2、準(27)
(2) 2012年法改正の趣旨(福島第一原発事故のような深刻な事態を二度と起こさないようにすること)	原基法2条2項、原規委設置法1条、炉規法1条等						原基法、原規委設置法及び炉規法の目的規定から、推進の論理に影響されではならないこと、大規模自然災害についても考慮すべきことは明らかであり、改正の経緯(国会の審議)からしても、法の趣旨が福島第一原発事故のような深刻な事態を二度と起こさないようにすることにあることは明らかである。	準(23)第3
(3) 専門技術的裁量の意義と裁量が認められる事項・範囲(極めて限定的に解すべき)	-				-	-	専門技術的裁量は、政治的・政策的裁量とはその内容・裁量が認められる事項・範囲が相当異なり、原規委による専門技術的な判断が、事故防止の観点に照らして「最前かつ最大の努力」と呼べない場合にはその裁量を濫用あるいは裁量の範囲を逸脱したと考えるべきである。具体的には、原告が指摘する科学的に見て一応合理的な知見ないし主張について、被告が、①専門家ではない裁判官から見ても分かるような論理的な誤り、手続的な誤り(十分な調査・検証を行わないで発表された可能性があることなど)があること、若しくは、専門家ではない裁判官から見ても分かるような基本的な科学的誤りを含んでいることを、相当の資料を用いて、その判断の過程が分かるように説明するか、又は、②これを考慮してもなお、被告事業者・原規委の想定を上回る事態は生じないといえる事情を、相当の資料を用いて、その判断の過程、特に定量的な根拠が分かるように主張・立証する必要がある。この主張・立証ができなければ、原規委の判断は裁量を濫用・逸脱したものとして違法となる。	準(23)第4、第5
(4) 現在の科学技術水準の意義(科学的経験則に限られないこと、知見が確立されていることを要求するのは即応性の原則に反すること)							現在の科学技術水準は、科学的経験則に限定されるものではなく、理論的問題も含む。また、地震や火山事象のように、現時点で一般に承認された科学的技術的知見や経験則が存在せず、究明・獲得途上の専門知を用いて規制監督ないし管理を行わざるを得ない場合には、科学的技術的知見や科学的経験則が「確立」することまで要求すべきではなく、「疑わしきは安全のために」という基本方針が採用されるべきである。	準(23)第4、第6

項目	関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
	法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
(5) 処分の違法性の具体的判断基準(「看過し難い」の解釈及び具体的判断基準としての6つの視点)							<p>そもそも伊方最高裁判決の定式にいう「看過し難い」という部分は削除すべきである。仮に、伊方最高裁の定式自体が修正されないとても、「看過し難い」の解釈として、当該原発において、同事故のような深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという観点に照らして看過ごすことができない場合、換言すれば、相応の合理性をもって指摘される危険性・問題点について、合理的理由なく排斥し、あるいは考慮しないといった場合はもとより、保守的観点からの考慮が不十分で、指摘された危険性・問題点について現実のものとなる余地が残るような場合については、十分な基準適合性審査が行われたとはいせず、「看過し難い」過誤、欠落に該当するというべきである。</p> <p>具体化する判断基準として、科学的妥当性・信頼性を担保しているかどうかを判断するため、①入手・利用可能で、必要かつ信頼されるデータ・情報をできる限り広範に調査し適切な事実関係の下で決定されていること、②調査方法やデータの取捨選択、解釈及び予測に当たって相応の信頼性のある科学的方法が採用されていること、③以上の判断過程において、複数の信頼できる科学的予測結果、リスク調査結果がある場合には、いずれを採用したかなど全般に関する記録が作成され、第三者の追証・検証が可能となっていること、それによって、恣意的判断が認められないこと、④専門性や不偏性など、組織・手続的規律に違反していないこと、⑤予防的・比例原則などの観点から、法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてが考慮され、配慮されていること、⑥科学的処理の条件設定や想定に不備がないことの6つの点を確認する必要がある。</p>	準(23)第4、第7
(6) 立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)	-				-	-	<p>立証責任は、本来原告が負うが、本件原発の安全審査に関する資料をすべて被告側が所持していることなどの点を考慮すると、被告側において、具体的審査基準の合理性、及び、基準適合性判断の合理性を、相当の根拠及び資料に基づき主張・立証する必要があり、被告がその主張・立証を尽くさない場合には、被告がした判断に不合理な点があることが事実上推認される。その際、被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、事業者がこの要請にどのように応えたかについても主張・説明を尽くすべきである。さらに、原規委が事業者に対して設置変更許可を与えた事実のみによって、被告側の主張立証が尽くされたとみることはできず、少なくとも、新規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件原発の審査において問題となった点、その考慮結果等について、被告の道筋や考え方を主張し、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供されなければ、主張・立証を尽くしたとはいえない。</p>	準(23)第4、第8
6 裁量権の逸脱・濫用の有無(原則として後記第3の4と同様)	-				-	-		
7 地方公共団体の同意の要否	-				-	-		
第3 民訴 差止めの訴えについて	-				-	-		
1 原発に求められる安全性の程度と、立証の負担の分配	-				-	-		
(1) 原発事故による深刻な災害の具体的な内容	-				-	-		
(2) 原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)	-				-	-		

項目		関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
		法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
	(3) 立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)	-	-	-	-	-	-	-	
2 被侵害利益の具体的内容		-	-	-	-	-	-	-	
	(1) 原告の公用財産の所有権	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 地方公共団体の存立維持権	-	-	-	-	-	-	-	
3 司法審査のあり方		-	-	-	-	-	-	-	
	(1) 原発事故による深刻な災害の具体的内容	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 原発に求められる安全性の程度(絶対的安全性に準ずる極めて高度な安全性が求められる)	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) 立証の負担をどのように分配するか(被告が裁量権の濫用・逸脱に当たらないことを立証すべき)	-	-	-	-	-	-	-	
4 権利利益が侵害される具体的危険性		-	-	-	-	-	-	-	
(1) 耐震設計		-	-	-	-	-	-	-	準(5)、準(9)、準(15)第1
ア 大間原発北側近海海域の巨大活断層の見落とし・大間北方海域断層による地震動評価・被告電源開発想定地震動との比較	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則4条	同規則の解釈4条5項	基準地震動ガイドI、地質ガイド		○	検討用地震の選定が不適切	訴状(第7章第1、第4・第5) 準備書面(24)	
イ 大間原発西側近海海域の巨大活断層の見落とし	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則4条	同規則の解釈4条5項	基準地震動ガイドI、地質ガイド		○	検討用地震の選定が不適切	訴状(第7章第2)	
ウ 敷地の極く直近に存在する活断層の見落とし	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則3条	設置許可基準解釈3条、4条5項二	基準地震動ガイドI、地質ガイド		○	検討用地震の選定が不適切、敷地地盤の安定性の評価が不適切	訴状(第7章第3) 準備書面(25)	
エ 耐震重要施設直下の活断層の見落とし	炉規法43条の3の8Ⅱ、43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則3条	設置許可基準解釈3条	地質ガイド		○	コントロール建屋直下のcF-1断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当する	準備書面(25)第3	
オ 地震動の策定方法が不適切			設置許可基準解釈別記1第4条5項二			○	基準地震動の策定方法が不適切	訴状(第7章第6)	
カ 基準地震動ガイドの内容が不合理				基準地震動ガイド	○		基準地震動ガイドでは、「適切に」選定、設定、考慮、評価することを求めていながら、何が「適切」であるかについては定めておらず、審査基準としての実質を備えておらず、違法である。	準備書面(9)第5	
キ 応答スペクトルに基づく手法・断層モデルを用いた手法				基準地震動ガイド3.2.3、3.3.3	○	○	基準地震動ガイドは、経験式か有するハラツキや地震動の評価過程に伴う不確かさを考慮することを求めていている。これは、経験式において、観測データの最大値をとることを求めていると解るべきである。被告電源開発がしている不確かさの考慮では、全く不十分である。 また、基準地震動ガイドが、観測データの最大値をとることを求めていないのであれば、同ガイド自体が不合理であって違法である。	準備書面(9)第1～第3	
ク 震源を特定して策定する地震動				基準地震動ガイド4	○	○	基準地震動ガイドは、Mw6.5未満の地震が原発直下で発生する恐れがあることを前提に、その最大地震でその原発を襲う可能性のある最大地震動を想定することを求めてている。しかるに、被告の想定は、①2004年留萌支庁南部地震の解析による最大地震動を前提にしていないこと、②同地震がMw6.5だった場合を想定していないこと、③2008年岩手・宮城内陸地震を評価していない点において不合理である。 また、基準地震動ガイドが、上記の最大地震動の想定を求めていないのであれば、同ガイド自体が不合理であって、違法である。	準備書面(9)第4	
(2) 耐津波設計		-	-	-	-	-	-	-	
ア 惠山の山体崩壊による津波想定が過小であること	-	-	-	-	-	○	-	-	

項目			関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
			法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
(3) 火山	イ	日本海側の地震の連動による津波想定が過小であること	-				-	○		
	ア	確立された国際的な基準と比較した火山の抽出に関する火山ガイドの不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ, 43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド3.3	○	-	確立された国際的な基準であるIAEA・SSG-21と比較して、火山ガイドの定めは、将来の活動可能性を極めて安易に否定できるものとなっている点において不合理である。	準(17)第2
	イ	火山の抽出に関する被告会社の評価及び被告国との適合性判断の不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ, 43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド3.3	-	○	被告電源開発が行った立地評価は、約4.5～3.3万年前に活動した銭亀カルデラについて、将来の活動可能性がないと評価している点で確立された国際的な基準ないし火山ガイドに反する。	準(17)第3
	ウ	降下火碎物の影響評価の不合理性	炉規法43条の3の8Ⅱ, 43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条	同規則の解釈6条Ⅱ	火山ガイド6.1	-	○	・本件原発敷地における火山灰の最大層厚を30cmとしたのは、過去の銭亀や恐山等噴火の際の層厚を無視するものであって、不合理である。 ・被告電源開発の行った降灰時の大気中火山灰濃度は、限定的なデータをそのまま用いたもので不合理である。 ・被告電源開発の行っている非常用ディーゼル発電機のフィルタ閉塞時間の想定は過小評価であり、現実にはフィルタ交換前に閉塞を起こし、電源喪失に至る危険が存在する。	準(17)第4
	(4) 龍巻									準(18)
	ア	竜巻ガイドの不合理性(地球温暖化を考慮していない)	炉規法43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条		竜巻ガイド	○	-	竜巻ガイドは、地球温暖化の進行につれて竜巻が巨大化する可能性があるにもかかわらず、この点について何ら規定しておらず、気象変動についての不確かな考慮をせずに過去のデータのみに基づいて年超過確率等を算定している点で不合理である。	準(18)第2, 2
	イ	「過去に発生した竜巻による最大風速(VB1)」の過小評価	炉規法43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条		竜巻ガイド	-	○	被告電源開発の用いたデータは、データ数が少ない上に、4分の1もの竜巻について規模の評価が不明であること、発生頻度・規模が近年増加・巨大化しているデータであることに照らすと、発生頻度・規模を正確に捉えるものではなく、このようなデータを最大風速の推定に用いることは、不合理である。	準(18)第2, 4(1)
(5)	ウ	「竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速(VB2)」の過小評価	炉規法43条の3の6Ⅰ④	設置許可基準規則6条		竜巻ガイド	-	○	・被告電源開発が10万年に1回の頻度で起きると想定した竜巻の規模を超える竜巻が、既に、竜巻検討地域で1回、全国で3回発生していることから、被告電源開発の評価は過小評価である。 ・竜巻対策の先進国であるアメリカに学び、1000万年に1回の頻度を考慮すべきであるのに、被告電源開発は10万年に1回の頻度しか想定しておらず、過小評価である。	準(18)第2, 4(3)
	ア	フルMOXの危険性	-				-	-		準(15)第3
	ア	MOX燃料は、その性質上、ウラン燃料とは質的に異なる特性を有するにもかかわらず、独自の安全審査基準が存在しないこと	-				○	-	MOX燃料はウラン燃料に比べて極めて毒性が強く、コントロールも難しく、事故時には広範囲に重大な被害を及ぼすにもかかわらず、独自の安全基準が設けられておらず、不合理である。	

項目		関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
		法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
イ	実験炉も実証炉も存在しないフルMOXについて、本件原発はいきなり商業炉として稼働されようとしていること	-				-	●	実験や実証を繰り返す中で問題点を明らかにし、これに対する改善を行う中で安全を向上させるのが一般的な科学的手法であるにもかかわらず、本件原発は、世界的にみても実験炉も実証炉もほとんど存在しない中で、初のフルMOX商業炉として運転されようとしており、何ら安全性の担保がなく、違法である。	
(6)	使用済み燃料プール	-				-	-		準(10)
ア	福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料プールの危険性								準(10)第2
イ	使用済み核燃料プールの安全性を喪失させる事故とその原因等								準(10)第3
ウ	大間原子力発電所の使用済み核燃料プールの位置・構造に係る危険性								準(10)第3
エ	MOXの使用済燃料は崩壊熱が大きく、使用済核燃料プールの危険性も高まること								準(10)第3
(7)	電源	-				-	-		準(19)
ア	(全交流動力電源喪失対策設備) 全交流動力電源が喪失した場合の電源確保が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則14条	同規則の解釈14条	○	-	左記解釈は、全交流動力電源が喪失した場合に必要となる電気容量につき具体的に規定しておらず、不合理である。	準(19)第2, 2	
イ	(保安電源設備) 外部電源の安全性確保が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則4条 設置許可基準規則33条4項・5項	設置許可基準規則4条の解釈別記2第4条2項	重要度分類指針	○	-	左記解釈別記・指針は、外部電源をPS-3(一般産業施設と同等以上の信頼性の確保)のままし、耐震重要度分類もCクラスのままとするものであり、福島第一原発事故などを踏まえて求められていた信頼性の向上・耐震性の強化をしておらず、不合理である。	準(19)第2, 3(2)
ウ	(保安電源設備) 非常用電源設備の容量が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則33条7項	同規則の解釈33条7項	○	-	左記解釈は、これまでに多数の故障を起こし信頼性の乏しい非常用電源が必ず機能するという前提に立ち、福島第一原発事故時に必要となった非常用電源の容量を下回る容量しか求めておらず、不合理である。	準(19)第2, 3(3)	
エ	(重大事故等対処施設) 代替電源設備の実効性確保が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則57条1項	同規則の解釈57条	○	-	左記解釈は、国際基準や東北地方太平洋沖地震による福島第一原発事故などで現実に起きた事例を踏まえることなく、第一次的に常設型の設備を要求することなく、初めから可搬型でよいとしており、不合理である。	準(19)第2, 4	
オ	(重大事故等対処施設) 常設代替電源設備の耐震性が不十分	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則39条1項	同規則の解釈39条1項	○	-	左記解釈は、常設電源設備の耐震性を設計基準対象施設の電源の耐震性と同様でよいとしており、不合理である。	準(19)第2, 4	
カ	(重大事故等対処施設) 所内常設直流電源設備(3系統目)の設置猶予による安全性欠如	炉規法43条の3 の6第1項4号	設置許可基準規則57条2項 設置許可基準規則の一部を改正する規則1条	同規則の解釈57条2項	○	-	所内常設直流電源設備(3系統目)の設置は電源の多重性として要求事項にされたものであるにもかかわらず、左記の設置許可基準規則の一部を改正する規則1条は、その設置は安全確保に不可欠なものではないとして5年間猶予するものであり、不合理である。	準(19)第2, 4	
(8)	テロ対策	-			-	-			
ア	立地審査の欠缺	炉規法43条の3 の6第1項4号			○		特定海域に面した大間原発の立地はテロリストに狙われる危険性がある。	準(20)第2	

項目			関係法令				基準合理性	適合性	具体的理由	原告準備書面
			法律	規則	解釈基準等	審査ガイド等				
イ 原子炉及び使用済み核燃料プールについて航空機衝突に耐えられる建屋等の頑強性を要求していない	原子炉及び使用済み核燃料プールについて航空機衝突に耐えられる建屋等の頑強性を要求していない	炉規法43条の3の6第1項4号					○		深層防護の観点からは、原子炉建屋等に航空機が衝突しても耐えられる設計を要求すべきであり、故意の大型航空機衝突につきシビアアクシデント対策に頼るべきではない。	準(20)第3
	ウ 特定重大事故等対処施設に建屋の頑健性が必須の要件となっていない	炉規法43条の3の6第1項4号					○		原子炉建屋と同時に特定重大事故等対処施設に別の大型航空機が衝突する危険性がある。	準(20)第3
	エ 信頼確認制度の不備								被告らは信頼確認制度の必要性を認識しながらこれを備えておらず、内部脅威対策につき「確立された国際的な基準」を踏まえられていない。	準(20)第4
	オ 侵入者対策の不備								警察、自衛隊による原発の警備は真剣さが感じられないものであり、米国の水準に比べて遙かに劣る。	準(20)第5
	カ 他国からの武力攻撃の危険性								他国が大間原発に対し武力攻撃を加えようとする場合、これを防衛して原子力災害の発生を防ぐことは不可能に近い。	準(20)第6
(9) シビアアクシデント対策			-				-	-		
ア 新規制基準は既設炉用の基準として策定されており、新設炉である大間原発に適用すべきではないこと	新規制基準は既設炉用の基準として策定されており、新設炉である大間原発に適用すべきではないこと	炉規法43条の3の6第1項4号					○	○		準(26)
イ シビアアクシデントの起因事象の想定内容に問題があること										
ウ シビアアクシデント対策の安全性評価の方法における放出放射能が過小であること										
エ 大規模損壊に対しては、有効な対応策がないこと										
オ 重大事故等対処施設の耐震性能が不十分であること										
カ 共通要因故障は設計基準事故として考慮すべきこと										
(10) 立地審査指針(安全評価指針)の合理性			-				-	-		
ア 離隔要件に係る基準を定めていないことは法の委任の範囲を逸脱していること	離隔要件に係る基準を定めていないことは法の委任の範囲を逸脱していること	-炉規法43条の3の6第1項4号			原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて		-	○	法律の文言(「位置」), 法改正の趣旨, 国際的な基準の内容から。	準(21)第1~第5
イ 立地審査がなされていない本件原発で過酷事故が起きた場合の損害	立地審査がなされていない本件原発で過酷事故が起きた場合の損害						-	●	本件原発は立地審査がなされていないことから、過酷事故が起きた場合に原告は重大な損害を被る恐れがあり、その権利が具体的に侵害される恐れがある。	準(21)第5
(11) 避難計画			-				-	-		
ア 避難に係る規制基準がないことは法の委任の趣旨に反すること	避難に係る規制基準がないことは法の委任の趣旨に反すること	炉規法43条の3の6第1項4号					○	-	法改正の趣旨や国際的な基準の内容から。	準(22)第1
イ 実効的な避難計画が立てられないと	実効的な避難計画が立てられないと	-					-	●	福島原発事故の際の住民避難の実態や交通工学等の側面からすれば、原告が住民を安全に避難させることは不可能ないし著しく困難である。	準(22)第2

○…基準合理性あるいは適合性のいずれの問題であるか、○のついた争点に関する問題であることを示す。

●…基準自体が存在しないため、「基準に適合するか」という問い合わせそもそも観念できないもの。ただし、個別の当該原発に関する問題であるため、便宜上「適合性」に印をつけた。